

# あとかきのあとかき ~著者から人事担当者へのメッセージ

## 『課長は労働法をこう使え!』



2016年2月刊  
発行：ダイヤモンド社  
販売：1,728円

### 主な内容

- 労働者と管理職の間にある「落とし穴」
- 課長を苦しめる上司と会社の特徴
- 職場環境を悪化させる部下の特徴
- 課長が身を守るための労働法入門
- 誰も教えてくれないトラブル対応と法律知識
- 課長の責任が問われた6つの「負け裁判」
- 自分が「問題課長」にならないために

### 残業代と課長の実態

皆様の会社では課長に残業代を支払っているでしょうか。役職手当を支払っているから不要だ、課長は管理職だからそもそも残業代なんて支払う必要がない、とお考えでしょうか。あるいは、部長以上はともかく課長には残業代を支払っている、という企業もあるかもしれません。

もちろん、ケースによっては、課長が労働時間や休日の規定の適用除外となるいわゆる「管理監督者」(労基法41条2号)に該当するといえる場合もあるでしょう。

しかし、裁判例を見て実際に該当するケースはどの程度あるのかといえば、なかなか厳しいのが現実です。

課長は、ちょうど管理職への階段を上がり始めたいわば「第一歩」であり、企業からすれば「管理職」、すなわち経営側のポジションで

す。しかし、労働法的に見ればあくまでも「労働者」であって経営者ではありません。

残業代の支払いの有無に関する法と実態の乖離は、まさにこういった「考え方」の違いから生ずるものではないかと思われます。

### 私が本書を書いた理由

本書は、迷える中間管理職である「課長」に読んでもらうために書いたものですが、「さあ、会社に残業代を請求しましょう」という趣旨で書いたものではありません。むしろその逆で、残業代を請求するだけの人にならないでほしい、という願いを込めて書いています。

私は、弁護士になる前は民間企業でサラリーマンをしていました。転職もしましたが、いずれの会社でも人事をしておりまして、若い頃から様々な管理職の方々と直接話をする機会が多々あ



弁護士  
神内 伸浩

りました。弁護士資格を取得し独立開業した後も、民間企業の社内弁護士(非常勤)を兼務しておりますので、企業の内情をずっと見てきました。

そんな私だからこそ、弁護士であって弁護士にない、企業の内側からの目線で、「課長」にハッピーになってもらうための本を書こうと思ったのです。

### 本書の本当の狙い

裁判は「勝ち・負け」ですが、ビジネスの基本は「WIN・WIN」です。課長と企業のWIN・WINって何でしょうか。それを課長に知ってもらいたい、考えてもらいたい、というのが本書の本当の狙いです。

ですから、本書が対象としている読者は、実は課長だけでなく、企業側の立場の方も含まれているのです。その意味において、かつての私と同じ立場にある、人事担当者の皆さまにもぜひ読んでいただきたい内容に仕上がっています。

少しでも共感していただける部分がございましたら、社内の課長さんたちに本書を薦めていただければ幸いです。